

平成 28 年度

港湾局関係予算決定概要

平成 27 年 12 月 24 日
国土交通省港湾局

【平成 28 年度港湾局関係予算の基本方針】

平成 28 年度予算においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）」「日本再興戦略改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）」「平成 28 年度予算編成の基本方針（平成 27 年 11 月 27 日閣議決定）」を踏まえ、『東日本大震災からの復興加速』『日本経済の再生』『国民の安全・安心の確保』『豊かで利便性の高い地域社会の実現』の 4 分野の取組を強力に推進する。

これにより、ストック効果を早期に最大限発現し、「民間投資を喚起する成長戦略」の実効性を高め日本経済の再生を図る。

【港湾局関係予算総括表】

（単位：百万円）

事業区分		平成 28 年度 予算案 (A)	平成 27 年度 予算額 (B)	対前年度比 (A/B)
公 共	港湾整備事業	231,712	231,411	1.00
	港湾海岸事業	9,792	9,792	1.00
	災害復旧事業等	1,252	1,252	1.00
	小計	242,756	242,455	1.00
非 公 共	行政経費	937	1,002	0.94
	国際戦略港湾 競争力強化対策事業等	1,867	1,773	1.05
	小計	2,804	2,775	1.01
合計		245,560	245,230	1.00

注 1) 上記は、一般会計歳出国費である。

2) 上記には内閣府分（沖縄関連）を含む。

3) 本表のほか、平成 28 年度予算案には以下がある。

① 特殊要因（163 百万円）（国費）

② 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興対策事業（港湾：32,631 百万円、災害：27,651 百万円）（いずれも国費）

③ 受託工事費（港湾：15,660 百万円）（国費）

④ 社会資本整備総合交付金（898,332 百万円）の内数、防災・安全交付金（1,100,234 百万円）の内数及び復興庁計上の社会資本整備総合交付金（105,436 百万円）の内数（いずれも国費）

⑤ 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所における運営費交付金（5,277 百万円）の内数、施設整備費補助金（171 百万円）の内数（いずれも国費）

⑥ 港湾関係起債事業の起債額（73,837 百万円）

4) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【所管別内訳】

(1) 港湾整備事業

(単位：百万円)

所 管	平成 28 年度 予 算 案 (A)	平成 27 年度 予 算 額 (B)	対前年度比 (A/B)
国 土 交 通 省	220,817	220,084	1.00
港 湾 局	198,894	197,905	1.00
北 海 道 局	17,010	17,266	0.99
国 土 政 策 局	4,913	4,913	1.00
離 島	3,390	3,390	1.00
奄 美	1,523	1,523	1.00
内 閣 府	10,895	11,327	0.96
沖 縄 振 興 局	10,895	11,327	0.96
合 計	231,712	231,411	1.00

注 1) 上記は、一般会計歳出国費である。

2) 特定離島港湾施設整備等に係る予算は港湾局所管に計上している。

3) 本表のほか、平成 28 年度予算案には以下がある。

① 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興対策事業 (32,631 百万円) (国費)

② 受託工事費 (15,660 百万円) (国費)

4) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(2) 港湾海岸事業

(単位：百万円)

所 管	平成 28 年度 予 算 案 (A)	平成 27 年度 予 算 額 (B)	対前年度比 (A/B)
国 土 交 通 省	9,786	9,786	1.00
港 湾 局	9,786	9,786	1.00
内 閣 府	6	6	1.00
沖 縄 振 興 局	6	6	1.00
合 計	9,792	9,792	1.00

注 1) 上記は、一般会計歳出国費である。

2) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【東日本大震災復興特別会計予算総括表】

(単位：百万円)

区 分	平成 28 年度 予 算 案 (A)	平成 27 年度 予 算 額 (B)	対前年度比 (A/B)
港湾整備事業	32,631	34,869	0.94
復旧・復興	32,631	28,702	1.14
全国防災	-	6,167	皆減
港湾海岸事業	-	143	皆減
全国防災	-	143	皆減
災害復旧事業等	27,651	53,186	0.52
復旧・復興	27,651	53,186	0.52
合 計	60,282	88,198	0.68
復旧・復興	60,282	81,888	0.74
全国防災	-	6,310	皆減

注1) 上記は、歳出国費である。

【新規制度等】

事 項 等	新規制度等内容	備考
1. 旅客施設等への無利子貸付	○ 外航クルーズ需要の増大に対し、港湾の物流機能を維持しつつ、旅客の受入環境を改善するため、民間事業者による旅客施設等の建設又は改良に対して資金の無利子貸付けによる支援を行う。	新規 港湾法改正
2. 国際戦略港湾コンテナターミナル高度化実証事業	○ 国際コンテナ戦略港湾において、コンテナ荷役時間の増加や渋滞悪化によるコスト増加の防止などのため、荷役システム高度化実証事業及び情報技術を活用した海上コンテナ物流の高度化実証事業を行う。	新規
3. 非常災害時における海上輸送路の確保	○ 非常災害時に緊急物資の輸送等を確実に実施するため、国が応急公用負担を行使しつつ迅速に航路啓開等を行えるよう瀬戸内海における緊急確保航路の指定等を行う。	新規
4. 官民連携の促進のための体制構築	○ 官民連携による港湾の管理等を促進するため、港湾管理者が適正な民間団体等を指定する制度を創設するとともに、案内施設、見学施設等の港湾の利用に関する情報を提供するための施設を港湾施設に追加する。	新規 港湾法改正
5. 公募による占用許可手続の創設	○ 港湾への洋上風力発電の導入等、港湾の機能を維持しつつ港湾区域等の有効活用を図るため、当該港湾区域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度を創設する。	新規 港湾法改正

【港湾関係税制】

事 項	税制改正内容
1. 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置 <延長>	○ 市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等(防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設)に係る特例措置の延長(4年間) → 固定資産税の課税標準 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(大臣配分資産又は知事配分資産については、1/2)(取得後4年間)
2. 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充 <拡充>	○ 免税対象となる一般物品の最低購入金額について「10,000円超」から「5,000円以上」への引下げ等
3. 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置 <延長>	○ 事業者が負担した廃油処理施設の油水分離装置等に係る特例措置の延長(2年間) → 固定資産税の課税標準 1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(大臣配分資産又は知事配分資産については、1/3)
4. 被災代替資産等に係る特別償却 <延長>	○ 東日本大震災により滅失又は損壊した船舶等の代替として取得した船舶等であって、被災直前の用途と同一の用途に供されるものに係る特例措置の延長(3年間) → 所得税・法人税の特別償却20%(中小企業等は24%)
5. 被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置 <延長>	○ 東日本大震災により滅失又は損壊した船舶、荷役機械等の償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産(被災代替償却資産)を被災地域において取得し又は改良した場合の当該被災代替償却資産に係る特例措置の延長(3年間) → 固定資産税の課税標準 1/2(取得後4年間)